

2023年11月9日

吸収合併に係る事前開示書面

大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号  
ゼット株式会社  
代表取締役社長 渡辺 裕之

当社は、株式会社ゼオス（以下「消滅会社」といいます。）を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収合併契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 吸収合併契約の内容

別添の「合併契約書」に記載のとおりです。

2 吸収合併対価の割り当ての相当性に関する事項

消滅会社は、当社の完全子会社であることから、本合併による株式の発行その他金銭等の交付はありません。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

(1) 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別添の消滅会社「計算書類等」に記載のとおりです。

(2) 消滅会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当する事実はありません。

(3) 当社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当する事実はありません。

6 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の最終事業年度における財務状況は、添付の「計算書類等」および有限責任 あずさ監査法人による「意見書」に記載のとおりです。

(2) 消滅会社の最終事業年度における財務状況は、添付の「計算書類等」に記載のとおりです。

(3) 本合併により、当社は消滅会社の資産・権利・負債・義務等の一切の権利義務関係を承継するところ、消滅会社は最終事業年度末において債務超過ですが、本合併に先立ち当社が消滅会社に対して有する債権の一部を放棄することにより債務超過を解消します。なお、本合併の効力発生日においても当社は資産超過となる見込みであるとともに、現時点において、本合併の効力発生日以降に当社の財務状況が悪化させる事情は、現在のところ認識されておられません。

(4) 以上より、本合併の効力発生日以後における当社債務の履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上

別紙1「合併契約書」



## 合併契約書

ゼット株式会社（以下「甲」という）と株式会社ゼオス（以下「乙」という）とは、次の通り合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（当事会社及び合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併するものとし、両当事会社の商号及び住所は次の通りとする。

#### （1）吸収合併存続会社（甲）

商号：ゼット株式会社

住所：大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号

#### （2）吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社ゼオス

住所：大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号

### 第2条（合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、合併に際して、乙の株主に対してその有する株式に代わる金銭等を交付しない。

### 第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

合併に際して、甲の資本金及び準備金の額は変動しない。

### 第4条（合併の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの当事会社において、本契約書の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を得るものとする。

### 第5条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2023年12月21日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ない場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

### 第6条（合併財産の引継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第4条に定める甲及び乙の合併承認が得られなかった場合には、効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

第11条（適用法と管轄）

本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を適用法とし、大阪地方裁判所を一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙はその写しを保有する。

2023年11月9日

甲：大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号

ゼット株式会社

代表取締役社長 渡辺 裕之



乙：大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号

株式会社ゼオス

代表取締役社長 岩田 敏男



別紙2「計算書類等（株式会社ゼオス）」

# 第 1 9 期

## 計 算 書 類

2022 年 4 月 1 日 から

2023 年 3 月 31 日 まで

貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

株 式 会 社 ゼ オ ス

計算書類  
第1 貸借対照表

貸借対照表  
(2023年3月31日現在)

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産	15,032,369	流動負債	286,899,457
現金及び預金	8,236,407	買掛金	861,015
売掛金	992,129	リース債務	204,000
商品	5,860	未払金	13,717,580
前払費用	5,807,873	未払法人税等	230,994
貸倒引当金	△ 9,900	未払消費税	2,083,150
		未払費用	930,750
		前受金	1,862,094
		預り金	504,716
固定資産	1,097,600	関係会社仮受金	266,005,158
有形固定資産	1,097,600	役員賞与引当金	500,000
建物附属設備	659,925		
器具備品	437,675	負債合計	286,899,457
		<b>【純資産の部】</b>	
		株主資本	△ 270,769,488
		資本金	20,000,000
		利益剰余金	△ 290,769,488
		その他利益剰余金	△ 290,769,488
		繰越利益剰余金	△ 290,769,488
		純資産合計	△ 270,769,488
資産合計	16,129,969	負債・純資産合計	16,129,969

第2 損益計算書

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位 円)

科 目	金 額	
売 上 高		177,457,833
売 上 原 価		14,318,114
売 上 総 利 益		163,139,719
販売費及び一般管理費		236,235,942
営業損失(△)		△ 73,096,223
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44	
そ の 他	394,317	394,361
経常損失(△)		△ 72,701,862
税引前当期純損失(△)		△ 72,701,862
法人税、住民税及び事業税	231,000	231,000
当 期 純 損 失 ( △ )		△ 72,932,862



第3 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書  
(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位 円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	20,000,000	△ 217,836,626	△ 217,836,626	△ 197,836,626	△ 197,836,626
事業年度中の変動額					
当期純損失		△ 72,932,862	△ 72,932,862	△ 72,932,862	△ 72,932,862
事業年度中の変動額合計	—	△ 72,932,862	△ 72,932,862	△ 72,932,862	△ 72,932,862
当期末残高	20,000,000	△ 290,769,488	△ 290,769,488	△ 270,769,488	△ 270,769,488

## 第4 個別注記

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産

##### ①商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ②貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### ②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 400株

# 第 1 9 期

## 附 属 明 細 書

2022 年 4 月 1 日 から

2023 年 3 月 31 日 まで

株 式 会 社 ゼ オ ス

附属明細書（計算書類関係）

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位 円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	—	500,200	—	62,525	437,675	62,525	500,200
	工具、器具及び備品	—	675,000	—	15,075	659,925	15,075	675,000
	計	—	1,175,200	—	77,600	—	77,600	1,175,200

2. 引当金の明細

(単位 円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	10,000	9,900	10,000	9,900
賞与引当金	1,950,000	—	1,950,000	—
役員賞与引当金	270,000	500,000	270,000	500,000

### 3. 販売費及び一般管理費の内訳

(単位 円)

科 目	金 額
給 料	30,895,909
雑 給	51,586,687
賞 与	3,830,000
賞与引当金繰入	△ 2,220,000
役員賞与引当金繰入	500,000
法定福利費	7,242,200
厚生費	256,662
退職金	6,429,120
教育費	780,000
求人費	209,000
旅 費	48,605
運 賃	63,426
通 信 費	1,314,103
消 耗 品 費	3,487,829
広 告 宣 伝 費	2,121,648
販 売 促 進 費	2,747,053
交 際 費	157,410
業 務 委 託 料	3,882,424
事 務 用 品 費	149,638
水 道 光 熱 費	37,584,454
修 繕 費	7,384,014
保 險 料	298,523
家 賃	61,920,000
手 数 料	2,206,692
リ ー ス 料	4,119,760
租 税 公 課	141,300
諸 会 費	76,546
雑 費	8,945,439
減 価 償 却 費	77,600
貸倒引当金繰入	△ 100
合 計	236,235,942

別紙3「計算書類等（ゼット株式会社）」

## 第74期

### 計算書類及び連結計算書類

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

ゼット株式会社

連結計算書類

第1 連結貸借対照表

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,706	流動負債	13,406
現金及び預金	6,232	支払手形及び買掛金	5,875
受取手形	603	電子記録債務	5,574
売掛金	8,829	短期借入金	150
電子記録債権	1,411	未払法人税等	275
商品及び製品	3,992	未払消費税等	81
仕掛品	67	賞与引当金	225
原材料及び貯蔵品	197	返金負債	386
返品資産	327	その他	837
その他	171	固定負債	2,521
貸倒引当金	△127	長期借入金	175
		繰延税金負債	1,033
固定資産	7,156	退職給付に係る負債	313
有形固定資産	1,915	長期未払金	11
建物及び構築物	563	その他	989
土地	1,228	負債合計	15,928
その他	124		
		(純資産の部)	
無形固定資産	131	株主資本	10,029
その他	131	資本金	1,005
		資本剰余金	2,968
投資その他の資産	5,109	利益剰余金	6,130
投資有価証券	4,573	自己株式	△74
長期貸付金	11	その他の包括利益累計額	2,905
敷金	209	その他有価証券評価差額金	2,877
その他	397	繰延ヘッジ損益	△1
貸倒引当金	△82	為替換算調整勘定	35
		退職給付に係る調整累計額	△6
		純資産合計	12,934
資産合計	28,863	負債・純資産合計	28,863



第2 連結損益計算書

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		49,887
売 上 原 価		40,728
売 上 総 利 益		9,159
販売費及び一般管理費		8,161
営 業 利 益		997
営業外収益		
受取利息及び配当金	43	
助成金収入	142	
その他	47	233
営業外費用		
支払利息	1	
その他	9	11
経 常 利 益		1,220
税金等調整前当期純利益		1,220
法人税、住民税及び事業税	327	
法人税等調整額	△ 13	314
当期純利益		905
親会社株主に帰属する当期純利益		905

### 第3 連結株主資本等変動計算書

#### 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,005	2,968	5,321	△74	9,221
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△97		△97
親会社株主に帰属する当期純利益			905		905
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	808	△0	808
当期末残高	1,005	2,968	6,130	△74	10,029

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	1,948	6	26	△13	1,968
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	928	△8	9	6	936
連結会計年度中の変動額合計	928	△8	9	6	936
当期末残高	2,877	△1	35	△6	2,905

	純資産合計
当期首残高	11,189
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	△97
親会社株主に帰属する当期純利益	905
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	936
連結会計年度中の変動額合計	1,744
当期末残高	12,934

#### 第4 連結注記表

##### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

###### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称 ゼットクリエイト株式会社、ザイロ株式会社、株式会社ロッジ、株式会社ゼオス、株式会社ジャスプロ、広州捷多商貿有限公司

###### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

###### (3) 会計方針に関する事項

###### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. 棚卸資産

評価基準は、当社及び連結子会社においては原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品

主として先入先出法

仕掛品

総平均法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

###### ②重要な固定資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

###### ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### ③重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### ④退職給付に係る会計処理の方法

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ⑤収益及び費用の計上基準

当社グループでは、スポーツ用品等の販売を行っており、主に卸売業及び小売業を営む企業を顧客としております。このような販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転したと考えられる引き渡し時点で履行義務が充足されると判断していることから、その時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社グループでは、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、当該金額を返金負債として認識しております。

スポーツ用品等の販売にあたっては、商品の改廃や季節の巡り等に伴い顧客から一定の返品が発生することが想定されます。顧客が商品及び製品を返品した場合、当社グループは当該商品及び製品の対価を返金する義務があるため、顧客に対する予想返金について、収益の控除として返品に係る負債を認識しております。（当該返品に係る負債の見積りにあたっては過去の実績等に基づく期待値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。）

#### ⑥重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

##### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 輸出入取引により生じる外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針 当社グループでは、外貨建の売上・仕入取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約を行っております。

##### ニ. ヘッジの有効性評価の方法

原則としてヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

商品及び製品 3,992 百万円

棚卸資産の評価基準は原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げにあたり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額を見積りますが、正味売却価額の算定に用いられる、過去の販売実績や流行、市場環境の変化などを織り込んだ需要予測には高い不確実性が存在しております。

そのため、予測不能な前提条件の変化などが、正味売却価額の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,788 百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物及び構築物	45 百万円
土地	362 百万円
投資有価証券	2,039 百万円
計	2,446 百万円
担保に係る債務	
長期借入金	319 百万円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	20,102,000 株

### (2) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	97	5.00	2022年3月31日	2022年6月30日

#### ②当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発行日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	156	8.00	2023年3月31日	2023年6月30日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入、社債発行による方針です。デリバティブ取引は、外貨建の売上・仕入に係る為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (*2)	時価 (*2)	差額
①投資有価証券 その他有価証券	4,572	4,572	—
②長期借入金	(175)	(174)	0
③デリバティブ取引	(2)	(2)	—

(\*1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(\*2) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*3) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券 その他の有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式	1

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	4,572	—	—	4,572
デリバティブ取引	—	2	—	2

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(174)	—	(174)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スポーツ事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

卸売部門	48,039	百万円
その他	1,847	百万円
合計	49,887	百万円

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(3) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	当連結会計年度
契約負債等	
返金負債	386
合計	386

顧客との契約から生じた負債のうち、報告期間の末日までの販売に関連した返品に係る負債を、返金負債として認識しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 660円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円28銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類

## 第1 貸借対照表

貸借対照表  
(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,618	流動負債	13,801
現金及び預金	5,601	支払手形	64
受取手形	600	電子記録債務	4,729
売掛金	8,691	買掛金	7,189
電子記録債権	1,411	短期借入金	150
商品	3,898	リース債務	31
立替金	435	未払金	507
返品資産	327	未払法人税等	236
その他	113	未払消費税等	36
貸倒引当金	△ 460	未払費用	154
		預り金	82
固定資産	8,036	賞与引当金	179
有形固定資産	1,864	返金負債	386
建物	546	その他	53
構築物	2	固定負債	2,458
機械及び装置	0	長期借入金	175
工具、器具及び備品	21	リース債務	25
土地	1,228	繰延税金負債	1,033
リース資産	54	退職給付引当金	250
建設仮勘定	11	長期未払金	11
		預り保証金	963
無形固定資産	96	負債合計	16,259
借地権	18	(純資産の部)	
その他	77	株主資本	9,518
投資その他の資産	6,075	資本金	1,005
投資有価証券	4,573	資本剰余金	2,968
関係会社株式	970	資本準備金	251
長期貸付金	215	その他資本剰余金	2,717
差入保証金	150	利益剰余金	5,618
敷金	205	その他利益剰余金	5,618
破産更生債権等	69	別途積立金	3,527
その他	138	繰越利益剰余金	2,090
貸倒引当金	△ 246	自己株式	△ 74
		評価・換算差額等	2,877
		その他有価証券評価差額金	2,877
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	12,395
資産合計	28,655	負債・純資産合計	28,655

## 第2 損益計算書

### 損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		48,015
売 上 原 価		40,386
売 上 総 利 益		7,629
販売費及び一般管理費		6,950
営 業 利 益		679
営業外収益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42	
助 成 金 収 入	99	
そ の 他	144	286
営業外費用		
支 払 利 息	1	
貸 倒 引 当 金 繰 入	46	
そ の 他	6	54
経 常 利 益		911
税 引 前 当 期 純 利 益		911
法人税、住民税及び事業税	264	
法人税等調整額	△ 28	236
当 期 純 利 益		675

### 第3 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書  
(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	1,005	251	2,717	2,968	3,527	1,513	5,041	△ 74	8,940	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△ 97	△ 97		△ 97	
当期純利益						675	675		675	
自己株式の取得								△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	577	577	△ 0	577	
当期末残高	1,005	251	2,717	2,968	3,527	2,090	5,618	△ 74	9,518	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等 合計	
当期首残高	1,948	2	1,951	10,891
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 97
当期純利益				675
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	928	△ 2	926	926
事業年度中の変動額合計	928	△ 2	926	1,503
当期末残高	2,877	0	2,877	12,395

#### 第4 個別注記表

##### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 移動平均法による原価法
- ②有価証券
  - その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
- ③棚卸資産
  - 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

###### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法
  - （リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ②無形固定資産 定額法
  - （リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②収益及び費用の計上基準

当社では、スポーツ用品等の販売を行っており、主に卸売業及び小売業を営む企業を顧客としております。このような販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転したと考えられる引き渡し時点で履行義務が充足されると判断していることから、その時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社では、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、当該金額を返金負債として認識しております。

スポーツ用品等の販売にあたっては、商品の改廃や季節の巡り等に伴い顧客から一定の返品が発生することが想定されます。顧客が商品及び製品を返品した場合、当社は当該商品及び製品の対価を返金する義務があるため、顧客に対する予想返金について、収益の控除として返品に係る負債を認識しております。（当該返品に係る負債の見積りにあたっては過去の実績等に基づく期待値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。）

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

商品 3,898百万円

棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げにあたり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額を見積りますが、正味売却価額の算定に用いられる、過去の販売実績や流行、市場環境の変化などを織り込んだ需要予測には高い不確実性が存在しております。

そのため、予測不能な前提条件の変化などが、正味売却価額の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,026 百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物	45 百万円
土地	362 百万円
投資有価証券	2,039 百万円
計	2,446 百万円
担保に係る債務	
長期借入金	319 百万円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
(3) 保証債務	
子会社の仕入債務に対する保証	13 百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	443 百万円
長期金銭債権	204 百万円
短期金銭債務	2,228 百万円
(5) 取締役に対する金銭債務	
長期未払金	11 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	11 百万円
仕入高	6,884 百万円
販売費及び一般管理費	1,557 百万円
営業取引以外による取引高	105 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	527,054 株	87 株	—	527,141 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	212	百万円
賞与引当金	87	百万円
退職給付引当金	76	百万円
減損損失	30	百万円
関係会社株式	28	百万円
返金負債	17	百万円
その他	85	百万円
繰延税金資産小計	539	百万円
評価性引当額	△312	百万円
繰延税金資産合計	227	百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,260	百万円
その他	△0	百万円
繰延税金負債合計	△1,260	百万円
繰延税金負債の純額	△1,033	百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

関係会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ゼットクリエイト ㈱	所有	自社ブランド商品 の購入	自社ブランド 商品の仕入 (※1)	6,884	買掛金	2,033
		直接 100.00	事務所等の賃貸  役員の兼務	賃貸料の収入 (※3)	41	—	—
	㈱ロッジ	所有  直接 100.00	資金の援助  役員の兼務	資金の貸付 (※2)	—	長期貸付金	204
	㈱ゼオス	所有  直接 100.00	店舗の賃貸  役員の兼務	賃貸料の収入 (※3)	60	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 市場価格を勘案して仕入価格を決定しております。

- (※2) 棚ロジについては、業績等を勘案して無利息としております。
- (※3) 近隣の賃料相場等を勘案して賃貸料を合理的に決定しております。
- 2. 関係会社への債権に対し、合計 497 百万円の貸倒引当金を計上しております。  
また、当事業年度において合計 49 百万円の貸倒引当金繰入を計上しております。

#### 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	633 円 23 銭
(2) 1株当たり当期純利益	34 円 49 銭

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 11. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 第 74 期

## 附 属 明 細 書

2022 年 4 月 1 日 から  
2023 年 3 月 31 日まで

ゼ ッ ト 株 式 会 社

## 附属明細書(計算書類関係)

### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	579	2	5	30	546	1,798
	構築物	2	—	—	0	2	40
	機械及び装置	0	—	0	0	0	10
	工具、器具及び備品	3	22	0	4	21	69
	土地	1,228	—	—	—	1,228	—
	リース資産	86	—	—	31	54	107
	建設仮勘定	—	11	—	—	11	—
	計	1,901	35	5	66	1,864	2,026
無形固定資産	借地権	18	—	—	—	18	
	その他	96	9	—	28	77	
	計	115	9	—	28	96	

(注) 当事業年度中の主な増減は次のとおりであります。

1. 建物の増加は、主に空調機改修2百万円によるものであります。
2. 工具、器具及び備品の増加は、電話設備15百万円、事務等機器7百万円によるものであります。
3. 無形固定資産のその他の増加は、ソフトウェア9百万円によるものであります。

### 2. 引当金の明細

(単位:百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	773	99	166	706
賞与引当金	181	179	181	179
退職給付引当金	265	22	37	250

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
広 告 宣 伝 費	421	
運 賃 荷 造 費	763	
倉 庫 委 託 料	1,229	
通 信 費	107	
貸 倒 引 当 金 繰 入	49	
役 員 報 酬	167	
給 料 手 当	1,761	
賞 与	339	
賞 与 引 当 金 繰 入	241	
退 職 給 付 費 用	91	
法 定 福 利 費	394	
厚 生 費	77	
交 際 費	20	
賃 借 料	154	
減 価 償 却 費	95	
水 道 光 熱 費	29	
租 税 公 課	101	
旅 費 交 通 費	196	
そ の 他	708	
計	6,950	

# 独立監査人の監査報告書

ゼット株式会社

第 74 期

自 2022 年 4 月 1 日  
至 2023 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人  
2023年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ゼット株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 幡 琢 哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 本 学

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼット株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ゼット株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 幡 琢 哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 本 学

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼット株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書



類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上